

広島県地方機関の長に対する事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年十二月二十五日

広島県知事 横田美香

広島県規則第六十六号

広島県地方機関の長に対する事務委任規則の一部を改正する規則

広島県地方機関の長に対する事務委任規則（昭和三十九年広島県規則第五十六号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

	改 正 後	改 正 前
第九条 （保健所長への委任） （略） 一 （略） （略） （法第三十条の十八の四第一項の規定による報告の受付、同条第二項の規定による確認並びに同条第四項の規定による報告の受付及び確認） 二 （略） 二 （略） （保健所長への委任） （略） 一 （略） （略） （法第三十条の十八の四第一項の規定による報告の受付、同条第二項の規定による確認並びに同条第四項の規定による報告の受付及び確認） 二 （略） 二 （略）	第九条 （保健所長への委任） （略） 一 （略） （略） （法第三十条の十八の四第一項の規定による報告の受付、同条第二項の規定による確認並びに同条第四項の規定による報告の受付及び確認） 二 （略） 二 （略） （保健所長への委任） （略） 一 （略） （略） （法第三十条の十八の四第一項の規定による報告の受付、同条第二項の規定による確認並びに同条第四項の規定による報告の受付及び確認） 二 （略） 二 （略）	
附 則	この規則は、令和八年一月一日から施行する。	